

## 監査公表第 27 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 9 項の規定により報告した本庁定期監査結果の報告（平成 28 年 11 月 14 日 28 監総第 509 号）に基づき、教育委員会から措置を講じた旨の通知があったので、同条第 12 項の規定により、次のとおり公表する。

平成 29 年 3 月 10 日

福岡県監査委員	山 下 芳 郎
同	伊 藤 龍 峰
同	行 正 晴 實
同	岩 元 一 儀

)

福岡県監査委員 山下芳郎殿  
同 伊藤龍峰殿  
同 行正晴實殿  
同 岩元一儀殿

福岡県教育委員会

監査の結果に係る措置について（通知）

平成28年11月14日28監総第509号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

指摘事項

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
教育庁 人権・同和教育課	地域改善奨学資金貸付金償還金において、徴収努力により一定の収入実績はあるものの、収入未済額が多額で前年度に比べて増加している。	地域改善奨学資金貸付金償還金の債権回収については、文書や電話による督促をはじめ、以下の取組を行っている。  1 奨学金相談員及び職員による、滞納者への戸別訪問を実施し、個々に応じた返還計画の提案や指導及び免除・猶予制度の周知徹底を行うとともに、訪問時不在だった者や訪問面接後も返還が実行されていない者に対しては、続けて督促電話を実施するなど、返還の再開及び継続的な返還が行われるような督促を行っている。  2 滞納期間の長い奨学生に対して、改めて状況を認識させ、返還を意識付けるため、債務承認書を送付し、戸別訪問による債務承認書の回収や滞納債権の返還督促を行っている。  3 奨学金返還督促強調月間を設定し、これまでの戸別訪問で面接が出来ていない滞納者を中心に、訪問時間帯を夕方・夜間へ変更した戸別訪問を行っている。  今後も、これらの取組を継続していくとともに、より効果的な取組を検討するなど債権の回収及び新規滞納の発生防止に努め、収入未済の解消に向けた一層の努力をしていく。